特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	姶良市　健康増進事業に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
姶良市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
姶良市長

公表日
令和5年7月20日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）に基づき実施する各種がん等検診及び健康増進事業（健康教育、健康相談、訪問指導等）の実施に関する事務を行う。 姶良市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を対象者の情報管理（対象者抽出、検診通知、対象者確認等）、検診結果等の記録管理（受診履歴、検査結果、精密検査結果等の管理）の事務で取り扱う。 ・肺がん、乳がん、胃がん、子宮頸がん、大腸がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗しょう症検診 ・歯周疾患検診
③システムの名称	e-AFFECT健康管理システム Acrocity住民基本情報 Acrocity福祉情報

2. 特定個人情報ファイル名
健康増進事業ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第９条第１項（利用範囲）及び別表第一の76の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年９月10日内閣府令第５号）第54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（特定個人情報を照会、提供できる根拠） ・番号利用法第19条第８号　別表第二の102の２項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第50条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部健康増進課 住所：〒899－5492　姶良市宮島町25番地 電話番号　0995－66－3111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部健康増進課 住所：〒899－5492　姶良市宮島町25番地 電話番号　0995－66－3111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康増進課長　福山　恵子	健康増進課長　濱田　耕一	事後	平成29年4月1日付け人事異動による
平成30年5月21日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長　濱田　耕一	健康増進課長	事後	様式の変更による
平成30年7月27日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）に基づき実施する各種がん等検診及び健康増進事業（健康教育、健康相談、訪問指導及び健康手帳交付等）の実施に関する事務を行う。	健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）に基づき実施する各種がん等検診及び健康増進事業（健康教育、健康相談、訪問指導等）の実施に関する事務を行う。	事後	健康増進事業実施要領の一部改正（健康手帳の交付→健康手帳に変更となり交付台帳を作成しなくなった）
令和4年3月9日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）に基づき実施する各種がん等検診及び健康増進事業（健康教育、健康相談、訪問指導等）の実施に関する事務を行う。 姶良市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・対象者の情報管理（対象者抽出、検診通知、対象者確認等） ・検診結果等の記録管理（受診履歴、検査結果、精密検査結果等の管理）	健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）に基づき実施する各種がん等検診及び健康増進事業（健康教育、健康相談、訪問指導等）の実施に関する事務を行う。 姶良市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を対象者の情報管理（対象者抽出、検診通知、対象者確認等）、検診結果等の記録管理（受診履歴、検査結果、精密検査結果等の管理）の事務で取り扱う。 ・肺がん、乳がん、胃がん、子宮頸がん、大腸がん検診 ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗しょう症検診 ・歯周疾患検診	事後	概要の修正、追記
令和4年3月9日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	情報連携の開始
令和4年3月9日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		（特定個人情報を照会、提供できる根拠） ・番号利用法第19条第8号　別表第二の102の2項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第50条	事後	情報連携の開始に伴う根拠の追記
令和4年3月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年6月30日時点	令和4年2月28日時点	事後	基準日の変更
令和4年3月9日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年6月30日時点	令和4年2月28日時点	事後	基準日の変更
令和4年3月9日	Ⅳ　リスク管理 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	情報連携の開始に伴う修正
令和4年3月9日	Ⅳ　リスク管理 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	情報連携の開始に伴う修正